

令和4年4月28日

## 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」といいます。）は、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業（以下「本事業」といいます。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

名古屋市瑞穂公園陸上競技場（以下「本施設」といいます。）は、昭和57年に改築し、平成6年に改修を行っているが、それ以降、大規模な修繕・改修を行っておらず、施設の老朽化や規模、機能不足等の課題が指摘されてきました。また、名古屋市は令和8年の第20回アジア競技大会（以下「アジア競技大会」といいます。）の開催地として決定され、本施設がメイン競技会場として予定されています。

本事業は、本施設を瑞穂公園の中心施設として、また、アジア競技大会開催時も各国からの来賓やトップアスリート、多くの観客が訪れるのにふさわしい施設として整備し、大会後も、後世の人々に親しまれ利用される、市のスポーツ振興の拠点となることを目指しています。

### 2. 対象事業者について

対象事業者名：株式会社瑞穂LOOP-PFI

※株式会社瑞穂LOOP-PFIは、本事業実施のために、株式会社竹中工務店（代表企業、本社所在地：大阪府大阪市）、美津濃株式会社（本社所在地：大阪府大阪市）、日本管財株式会社（本社所在地：東京都中央区）、株式会社新東通信（本社所在地：愛知県名古屋市）の出資により設立された特別目的会社です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して、融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

以上